

群馬県教職員互助会施行規程

(昭和 46 年 3 月 31 日制定)	(平成 6 年 9 月 30 日一部改正)
(昭和 50 年 3 月 8 日一部改正)	(平成 7 年 3 月 16 日一部改正)
(昭和 52 年 3 月 25 日一部改正)	(平成 8 年 3 月 19 日一部改正)
(昭和 60 年 3 月 28 日一部改正)	(平成 14 年 2 月 22 日一部改正)
(昭和 63 年 3 月 17 日一部改正)	(平成 20 年 2 月 21 日一部改正)
(平成 3 年 3 月 13 日一部改正)	(平成 27 年 6 月 24 日一部改正)
(平成 4 年 2 月 21 日一部改正)	(平成 31 年 2 月 26 日一部改正)
(平成 6 年 6 月 20 日一部改正)	

(趣旨)

第 1 条 この規程は、群馬県教職員互助会規約第 29 条の規程に基づき、規約の施行に関し、必要な事項を定める。

(書類の提出)

第 2 条 互助会に提出する書類は、すべて会員の勤務する所属機関の長（以下「所属所長」という。）を経由して理事長に提出しなければならない。

(会員台帳)

第 3 条 事務長は、会員台帳を作成し、会員の異動状況等を明らかにしておかなければならない。

2 会員台帳は、公立学校共済組合原票をもってかえることができる。

(加入の承認)

第 4 条 規約第 6 条の規程により、承認を得ようとする者は、加入申込書（別記様式第 1 号）を提出しなければならない。ただし、この会の発足と同時に加入する者は、別記様式第 2 号による。

2 前項本文の規定による加入申込書の提出があった場合は、加入申込書の提出日から 15 日以内に加入を承認しない旨の通知がなかったときは、その者の加入は承認されたものとみなす。

3 第 1 項の規定にかかわらず、規約第 5 条第 1 項及び第 2 項第 1 号に該当する者が、共済組合員申告書により加入申込みをしたときは、第 1 項の加入申込書により加入申込みをしたものとみなす。

(退会届)

第 5 条 規約第 7 条第 1 項の規定により、この会を退会しようとする者は、退会届書（別記様式第 3 号）を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、共済組合員申告書により退会を届出たとき又は組合員資格喪失報告書が提出されたときは、当該退会届書が提出されたものとみなす。

(掛金の算出基礎)

第 6 条 会員の掛金の算出基礎となる給料は、群馬県教職員互助会規約第 2 4 条第 2 項の給料月額による。

2 掛金の算出基礎となる給料の最高限度額は、公立学校共済組合の一般職にかかる長期給付掛金の基礎となる給料の最高限度額(平成 2 7 年 4 月 1 日現在 4 9 6, 0 0 0 円)を適用する。

(委任)

第 7 条 会員は、互助会の掛金及び貸付金の弁済金、事務手数料の納入に関する一切の権限を所属所長に委任するものとする。

(雑則)

第 8 条

この規程に定めるもののほか、規約の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 50 年 3 月 8 日から施行し、昭和 49 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。